

県本部各部課長

殿

県下各警察署長

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本交企第54号

平成16年3月1日

宮城県警察本部長

緊急自動車等の指定等に関する事務処理要領の制定について（通達）

緊急自動車の指定等に関する事務処理については、「道路交通法等の一部改正に伴う緊急自動車の指定等の事務の運用について（通達）」（昭和53年10月18日付け宮警本企第2, 298号）に基づき実施してきたところであるが、事務処理に関わる細部事項の基準が定められていなかったことから「緊急自動車等の指定等に関する事務処理要領」を制定し、平成16年4月1日から運用することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

## 緊急自動車等の指定等に関する事務処理要領

### 第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に基づく緊急自動車並びに道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の指定並びに届出（以下「指定等」という。）に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2 緊急自動車等の指定等に関する事務処理については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）、宮城県道路交通規則（平成13年公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

### 第2章 指定等の事務処理要領

第3 施行令第13条第1項第1号（消防機関その他の者が消防のために使用する自動車のうち消防のために特別な構造、装置を有するもの）並びに施行令第13条第1項第1号の2（負傷者の緊急輸送のために使用する救急用自動車のうち、負傷者の緊急輸送のために必要な特別な構造、装置を有するもの）に関する届出が提出された場合の措置は次のとおりとする。

#### 1 消防用自動車・救急用自動車の届出申請の受理

届出申請の受理は、届出する車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うものとし、届出申請は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による検査（以下「検査」という。）を行う前に県規則第8条に定める緊急自動車等届出書（以下「届出書」という。）、自動車の諸元の記載された書類、届出自動車の全景写真（4方向からのもの）を正副2通提出させて、緊急自動車として適正であると認めた場合にこれを受理する。

#### 2 警察本部に対する即報並びに届出申請書類の送付

届出申請を受理した場合は、受理内容を交通企画課へ速報し届出確認番号を聴取するとともに、受理した届出申請書類の原本を交通企画課へ送付し、副本は警察署において保存する。

#### 3 緊急自動車等届出確認台帳への登録

交通企画課長は届出受理の即報を受けた場合、届出年月日・用途・車名・年式・車台番号・使用者の住所・名称を緊急自動車等届出確認台帳へ登録するとともに届出確認番号を付すものとする。

4 緊急自動車届出確認証の交付

警察署長は、検査終了後、自動車検査証の写し、届出自動車の全景写真（4方向からのもの）各2部を提出させ、県規則第8条第2項に定める「緊急自動車届出確認証」に所定事項を記載し、申請者に交付する。

5 関係書類の追送

警察署長は、検査終了後に受領した自動車検査証の写し、届出自動車の全景写真（4方向からのもの）各1部及び緊急自動車届出確認証の写しを交通企画課へ送付する。

第4 施行令第13条（施行令第13条第1項第1号、同第13条第1項第1号の2を除く緊急自動車）並びに施行令第14条の2第2項（道路維持作業用自動車）に関する指定申請並びに施行令第14条の2第1項（道路維持作業用自動車）に関する届出（以下「指定申請等」という。）が提出された場合の措置は次のとおりとする。

1 指定申請等の受理

指定申請等の受理は、指定申請等を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うものとし、指定申請等は、検査を行う前に県規則第8条に定める緊急自動車指定申請書（以下「指定申請書」という。）又は届出書、自動車の諸元の記載された書類、指定申請等のなされた自動車の全景写真（4方向からのもの）を正副2通提出させて、緊急自動車又は道路維持作業用自動車として適正であると認めた場合にこれを受理する。

2 警察本部に対する指定申請書類等の送付

指定申請等を受理した場合は、受理した申請書類の原本を交通企画課へ送付し、副本は警察署において保存する。

3 緊急自動車等指定台帳・緊急自動車等届出確認台帳への登録

交通企画課長は申請書類の送付を受けた場合、届出年月日・用途・車名・年式・車台番号・使用者の住所・名称を緊急自動車等指定台帳又は緊急自動車等届出確認台帳へ登録するとともに指定番号又は届出確認番号を付すものとする。

4 関係書類の追送

警察署長は、検査終了後に自動車検査証の写し、指定申請自動車の全景写真（4方向からのもの）各2部を提出させ、原本を交通企画課へ送付し、副本を警察署に保管する。

5 緊急自動車指定証の交付

関係書類の送付を受けた交通企画課長は、県規則第8条第2項に定める「緊急自動車指定証」又は「道路維持作業用自動車届出確認証」に所定事項を記載し、申請受理警察署を経由して申請者に交付する。

第5 既に検査を受けている自動車の取扱い

既に検査を受けている自動車を緊急自動車等として指定（届出確認）を受ける場合は、緊急自動車等として運輸支局において再度検査を受けることになり、事務処理要領は前記第3・第4と同様とする。

## 第6 事務処理上の注意事項

### 1 指定等に関する標準処理期間

平成6年10月1日に施行された行政手続法により、緊急自動車等の指定にかかる標準処理期間は概ね3週間と定められていることから、指定申請書等を受理した場合は、申請書類を確認の上、速やかに交通企画課に送付すること。

### 2 その他

緊急自動車等の指定に関して疑義が生じた場合は、その都度交通企画課に照会し、適正な事務処理を図ること。